

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会（第一条・第一条の二）</p> <p>第一章の二 選挙権（第一条の三）</p> <p>第二章～第十四章 （略）</p> <p>附則</p> <p>別表第一～別表第五</p> <p>第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の兼業禁止の特例の対象となる法人）</p> <p>第一条 公職選挙法（以下「法」という。）第五条の六第八項に規定する合同選挙区都道府県（同条第一項に規定する合同選挙区都道府県をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。）が出資している法人で政令で定めるものは、合同選挙区都道府県が出資している額の合計額が資本金、基本金その他これらに準ずるものの総額の二分の一以上である法人とする。</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 選挙権（第一条）</p> <p>第二章～第十四章 （略）</p> <p>附則</p> <p>別表第一～別表第五</p> <p>（新設）</p>

第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法（昭和

（新設）

二十二年法律第六十七号）その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百二十五条、第三百三十八条の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第八十条の二、第八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第八十条の四、第八十条の六、第八十条の七、第九十三条（同法第百二十七条第二項、第百四十一条第一項及び第百六十六条第一項に係る部分を除く。）、第九十九条第九項及び第十二項、第二百三条の二第一項、第二百四条第一項、第二百六条第二項、第二百一十一条第一項、第二百二十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百三十八条の七第二項、第二百四十二条第一項、第三項、第四項、第七項及び第九項、第二百四十二条の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項の規定並びに地方自治法施行令（

昭和二十二年政令第十六号) 第三百三十七条、第四百十条(同令第三百三十条に係る部分を除く。)及び第七百七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第八十五条の二及び第八十九条第二項の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3 前二項の場合における地方自治法施行令第三百三十七条第一項の規定の適用については、同項中「除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお」とあるのは、「除斥のため」とする。

4 地方自治法第二百五十二条の十七の九の規定により合同選挙区都道府県の臨時選挙管理委員が選任された場合においては、当該臨時選挙管理委員をもつて参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の職務を行わせるものとする。この場合において、法及びこの政令中参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員に関する規定(法第五条の六第六項及び第八項の規定並びに前条の規定を除く。)は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

## 第一章の二 選挙権

(選挙権を有しない者の通知)

第一条の三 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で法

第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたものが他の市町村

## 第一章 選挙権

(選挙権を有しない者の通知)

第一条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で公職選挙法(以下「法」という。)第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたものが他の市町村

の区域内に住所を移したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(都道府県の設置をする場合における都道府県の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例)

#### 第六条 地方自治法

#### 第六条の二第一項の

規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下この条において「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

#### 2(4) (略)

(立候補できる公務員)

#### 第九十条 (略)

2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、予備自衛官(自衛隊法第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)、即ち予備自衛官(同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の五第一項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。))に規定する短時間勤務の官職、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法

第二十八条の五第一項に規

の区域内に住所を移したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(都道府県の設置をする場合における都道府県の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例)

#### 第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

#### 第六条の二第一項の

規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下この条において「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

#### 2(4) (略)

(立候補できる公務員)

#### 第九十条 (略)

2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、予備自衛官(自衛隊法第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)、即ち予備自衛官(同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の五第一項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。))に規定する短時間勤務の官職、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規

定する短時間勤務の職を占める者を除く。)又は行政執行人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第四項に規定する行政執行人をいう。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)の役員若しくは職員(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)で次に掲げる者とする。

- 一 委員長及び委員の名称を有する職にある者で別表第二に掲げる者以外の者
- 二 顧問、参与、会長、副会長、会長、評議員、専門調査員、審査員、報告員及び観測員の名称を有する職にある者並びに統計調査員、仲介員、保護司及び参与員の職にある者
- 三 前二号に該当する者以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の嘱託員

### 3・4 (略)

(市町村の組合に対する法及びこの政令の適用)

第百三十九条 市町村の組合に対する法及びこの政令の規定の適用については、当該組合を組織する市町村又は市町村の選挙管理委員会は、法第九条第二項、法第十一条第三項(他の市町村において在外選挙人名簿の登録がされている者に関する部分を除く。)、法第十九条第二項及び第四項、法第二十一条第四項、法第二十二條、法第二十三條第一項並びに法第二十六條から第二十九條までの規定並びに第一条の三、第十条から第十七條まで、第十八條(第三項中在外選挙人名簿に関する部分を除く。及び第十九條から第二十三條までに規定する市町村又は市町村の選

定する短時間勤務の職を占める者を除く。)又は行政執行人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第四項に規定する行政執行人をいう。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)の役員若しくは職員(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)で次に掲げる者とする。

- 一 委員長及び委員の名称を有する職にある者で別表第二に掲げる者以外の者
- 二 顧問、参与、会長、副会長、会長、評議員、専門調査員、審査員、報告員及び観測員の名称を有する職にある者並びに統計調査員、仲介員、保護司及び参与員の職にある者
- 三 前二号に該当する者以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の嘱託員

### 3・4 (略)

(市町村の組合に対する法及びこの政令の適用)

第百三十九条 市町村の組合に対する法及びこの政令の規定の適用については、当該組合を組織する市町村又は市町村の選挙管理委員会は、法第九条第二項、法第十一条第三項(他の市町村において在外選挙人名簿の登録がされている者に関する部分を除く。)、法第十九条第二項及び第四項、法第二十一条第四項、法第二十二條、法第二十三條第一項並びに法第二十六條から第二十九條までの規定並びに第一条、第十条から第十七條まで、第十八條(第三項中在外選挙人名簿に関する部分を除く。及び第十九條から第二十三條までに規定する市町村又は市町村の選

挙管理委員会とみなす。

(人口の定義)

第四百四十四条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令 第七十六条又は第七十七条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

挙管理委員会とみなす。

(人口の定義)

第四百四十四条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条又は第七十七条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）  
 （抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>（選挙権を有しない者の通知の特例）                  第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項から第三項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）<u>第一条の三</u>の規定の適用については、同条中「第二百五十二条」とあるのは、「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）第十七条第一項から第三項まで」とする。</p>	<p>（選挙権を有しない者の通知の特例）                  第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項から第三項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）<u>第一条</u>の規定の適用については、同条中「第二百五十二条」とあるのは、「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）第十七条第一項から第三項まで」とする。</p>